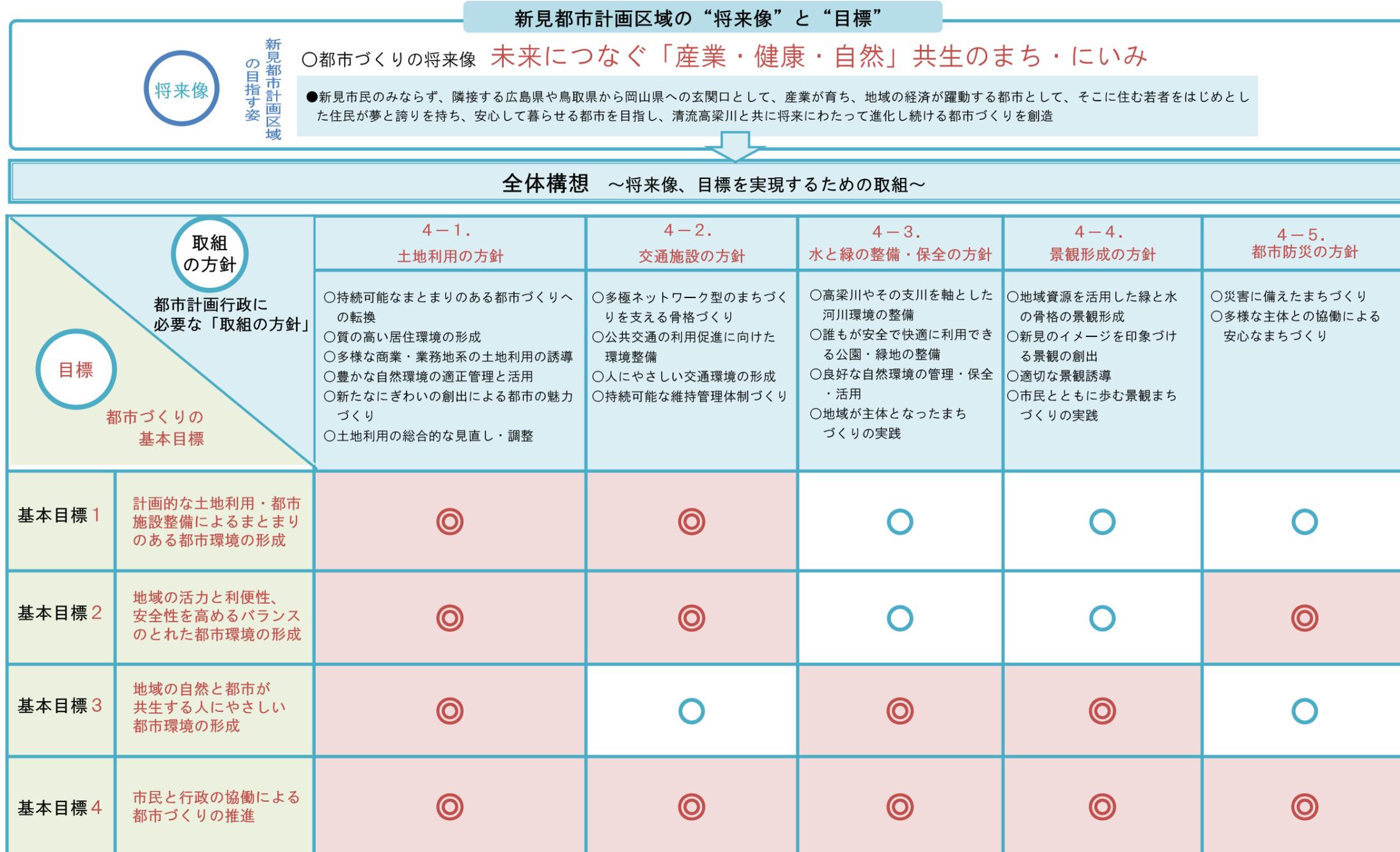


## 第4章 全体構想

### ○都市づくりの基本目標と都市計画の取り組み方針との関係

新見都市計画区域の都市づくりの基本理念(区域マスタープラン：岡山県)では「県北西部の中心にふさわしい活力ある都市づくり」とされています。この基本理念を実現するために、本計画の掲げる”都市づくりの将来像”及び”都市づくりの理念”に基づき、4つの基本目標に基づく取組を総合的に推進していく必要があります。一方、都市計画に関する各分野における事業や施策を推進するにあたっては、それが“基本目標”に対してどのように寄与するか、“将来像”の実現に向けて何が必要かを常に意識し、複数の分野が連携して取組んでいくことが重要です。

そのため、都市づくりの基本目標と都市計画の取組方針との整合を図るとともに、それぞれを紡ぎ合わせることによって、目標とする”都市像”と”理念”の実現を目指していきます。



※各方針とも、将来像、目標の実現に寄与するが、特にその役割が強い関係を「◎」で表現している

## 4-1 土地利用の方針

### (1) 基本方針

**まとまりのある都市への転換により、  
誰もが快適に住み続けられる持続可能な土地利用**

### (2) 基本的な考え方

本市では、近年、人口減少及び少子高齢化が進展しており、今後もこの傾向が一層進展するものと思われます。こうした中、都市計画区域内(用途地域内)には、依然として低・未利用地が多く残されており、管理されている空家等を含め、これらを有効活用することにより、都市機能を集約させ、全ての市民が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

また、豊かな農地や里山、丘陵地などの自然環境は、適切な管理による保全と積極的な活用が期待されます。

一方で、都市計画区域外については、地域の経済活動を支えるとともに、農地や森林の適正な保全を図る上でも重要な役割を果たしていることから、将来的にもコミュニティの維持を図るとともに、周辺環境と調和した快適に住み続けることのできる環境維持への取組が求められます。

こうした状況を踏まえ、新見都市計画区域の発展に対応するとともに、地域の周辺環境を含めた特性を活かしながら、一体的な都市の中心市街拠点の形成を目指します。

さらに、用途地域の見直しや新たな都市計画制度の活用に向けた検討など、土地利用の規制・誘導・活用に関する総合的な見直し・調整を図ります。



JR 新見駅周辺



田園地帯

### (3) 施策の方針

#### 持続可能なまとまりのある都市づくりへの転換

##### 立地適正化計画を活用した拠点地域への都市機能の集約

- 本計画の高度化版である「新見市立地適正化計画」を作成し、本計画で位置づける土地利用方針に即した施策を推進します。
- JR新見駅、新見市役所を中心に、まとまりのある都市を構築するために、現状の都市施設の状況に応じた特色ある拠点形成を図ります。
- まちなぎわいと活力を生み出す若者世代を呼び込む商業施設の誘導について検討します。
- 子育て世代の定住を促進する都市機能の誘導に取り組みます。

##### 超高齢社会に対応した歩いて暮らせるまちづくり

- 拠点地域においては、誰もが歩いて多くのサービスが享受できるよう、商業・医療・福祉などのまとまりのあるまちづくりを検討します。

#### 質の高い居住環境の形成

##### 居住ニーズに合わせた住環境づくり

- 市民の様々な居住ニーズに対応し、地域の歴史的背景や立地特性に応じた多様な住環境づくりに努めます。
- 老朽化した木造住宅が建て込んでいる地区では、建物同士が密接しすぎない、暮らしやすい距離感の整備を目指すとともに、地域の実情に合わせて、防災性の向上に向けた誘導方策を検討し、市街地の安全性向上に努めます。

##### 空地、空家等の適正管理

- 住宅密集地区の空家等対策として、老朽建物の更新・撤去を促進させ、空家等の発生を未然に防ぐ取組を検討します。
- 空地、空家等は防災、防犯、景観等の観点から、多様な主体との協働により、適切な活用を促進します。
- 空地、空家等は、所有者等による管理を促進し、市の立場から必要に応じた支援を検討します。
- 「新見市空き家情報バンク」などの活用により、空家等を有効活用した住み替えを促進します。



空家

### 中心市街地周辺の商業・産業地の検討

- 市の中心としての役割を果たすために、商業、交流機能の集積したJR新見駅周辺を「中心市街拠点」として位置づけ、土地の有効活用促進と都市基盤施設の整備により、利便性の向上を図ります。
- 旧来からの商店街については、住宅地の日常の購買需要を賄う商業地の新たな配置を検討します。



### 国道 180 号沿いの商業地の検討

- 国道 180 号沿道は、自動車による利便性の向上を図る沿道型商業施設のさらなる配置を検討します。



国道 180 号沿い

### 豊かな自然環境の適正管理と活用

#### 関係法令，関連計画に基づく管理・保全

- 農地や里山・森林、高梁川をはじめとする水辺環境等豊かな自然については、引き続き、都市計画法、新見市環境基本計画などの関係法令、関連計画による保全を図ります。



用途地域内の田園風景

## 新たなにぎわいの創出による都市の魅力づくり

### JR 新見駅周辺におけるにぎわい・交流空間の整備

- 市の玄関口であるJR新見駅周辺の全体構想を策定し、エリア内を「新見の交流空間」として市民や学生などが集い、交流すること等により、にぎわいの創出を進めます。
- JR新見駅西エリアに今後増加が見込まれる学生等が利用できる優良な住居を整備します。



駅前交流センター

## 土地利用の総合的な見直し・調整

### 用途地域に応じた土地利用の整序

- 用途地域に基づく建物用途の整序に取り組みます。特に住居系用途地域内において、移転等に伴う大規模用地の発生が想定される場合は、周辺の土地利用現況や目指すべき都市構造への影響を勘案した上で、適正な土地利用転換が図られるように、必要に応じて、用途地域の見直しを検討します。

## ポテンシャルを活かした土地利用の検討

- 市の玄関口であるJR新見駅や新見インターチェンジ周辺は、多くの人が往来し、交通利便性も高いことから、観光や産業などの開発ポテンシャルを有するエリアとして、本市の目指す将来都市構造や周辺への影響等を考慮した上で、必要に応じ、土地利用の展開に向けた環境整備を検討します。



JR 新見駅周辺



新見インターチェンジ

#### (4) エリア区分別の土地利用方針

##### 居住市街地エリア

###### 【対象エリア】

- 行政・福祉核を担う市役所周辺を取り囲むエリア

###### 【土地利用方針】

- J R新見駅など他の拠点へのバス交通の利用促進を図ります。
- 多様な公共公益施設と民間施設の維持・充実を前提とし、更なる機能の高度化や行財政運営の効率化に資する市街地形成を図ります。
- 市役所及び周辺の公共公益施設や城山公園等の文化拠点とのネットワーク強化による一体的な活用を図ります。

##### 複合市街地エリア

###### 【対象エリア】

- 交流・商業核を担うJ R新見駅周辺を包括する複合エリア

###### 【土地利用方針】

- 複合的な市街地について、公有財産の戦略的活用を図るとともに、周辺の都市機能との調和を図ります。
- J R新見駅周辺は、市民や学生、観光客の交流を促進し、市の玄関口にふさわしいにぎわいが生まれる「新見の交流空間」を整備します。
- 市街地総合再生計画に基づき、人の集まり、にぎわい、若者と高齢者の交わりの中で、新しい新見の躍動と発展を感じさせるまちづくり推進を図ります。



##### 新市街地整備エリア

###### 【対象エリア】

- 新見・正田地区の中間に位置する金谷地区新市街地整備エリア

###### 【土地利用方針】

- (都)山手線(国道180号)の未整備区間は交通負荷軽減、防災力と都市機能の向上、また地域活動の維持、拡大等にネックとなっているため、同区間の代替補完路の整備の具体化を目指します。
- 同エリアを穏やかな自然景観と高い防災力を持った上質な都市的利用が可能な新市街地エリアと位置づけて、区画整理事業を活用した計画的な土地整備に取り組みます。
- 新市街地エリアには、優良で魅力ある宅地を創出して居住を誘導しつつ、細長く繋がる都市拠点間のスムーズな交通循環を実現することで、市民活動を有機的に繋ぎ、それぞれの都市拠点のにぎわいの再生と区域全体の活性化を目指します。

## 商業産業市街地エリア

### 【対象エリア】

- 商業核を担うJR新見駅周辺エリア、正田エリア

### 【土地利用方針】

- 公有財産の戦略的活用を図るとともに、高次都市機能（商業施設等）の立地誘導による地域全体の利便性の向上と活性化を目指します。

また、JR新見駅周辺は近年の社会動向の下、商業地の住宅地化が進みつつある地域がみられるため、用途指定に沿った適切な商業施設等の誘導を検討します。



## 地域共生市街地エリア

### 【対象エリア】

- 新見公立大学、新見インターチェンジを包括するエリア

### 【土地利用方針】

- 新見インターチェンジに近い立地特性と新見公立大学が開設されている強みを活かし、特に医療・福祉分野で相互の資源活用を図るなど、地域共生拠点としての活性化を検討します。



## 一般市街地エリア

### 【対象エリア】

- 既成市街地の周辺部に位置するエリア

### 【土地利用方針】

- 住民の流出抑制に資する生活利便性の確保と魅力の創出を図ります。
- 誰もが安心して住み続けることができる環境づくりを目指します。
- 若年層をはじめとする新たな定住人口を受け入れるゆとりと潤いのある良好な住宅地の形成および、少子高齢化社会に対応した都市環境の形成を図ります。

## 工業地エリア

### 【対象エリア】

- 産業拠点の核を担う新見インターチェンジ及び上市周辺のエリア

### 【土地利用方針】

- 中国自動車道の新見インターチェンジに近い立地特性を活かし、環境負荷の少ない産業を中心に、新たな企業誘致を図り、今後の開発動向を踏まえ、用途地域の指定検討を行います。また、周辺と調和した操業環境の維持を図ります。



## 田園共生エリア

### 【対象エリア】

- 主に平地に広がる農地や各地に点在する既存集落によって構成されるエリア

### 【土地利用方針】

- 本市の農業を支え、良好な田園環境の管理・保全を担うエリアとして、空家等の活用を検討します。また、高齢者が多い既存集落において、公共交通空白地域が多く、既存集落の維持にも配慮した土地利用を図ります。



## 環境保全エリア

### 【対象エリア】

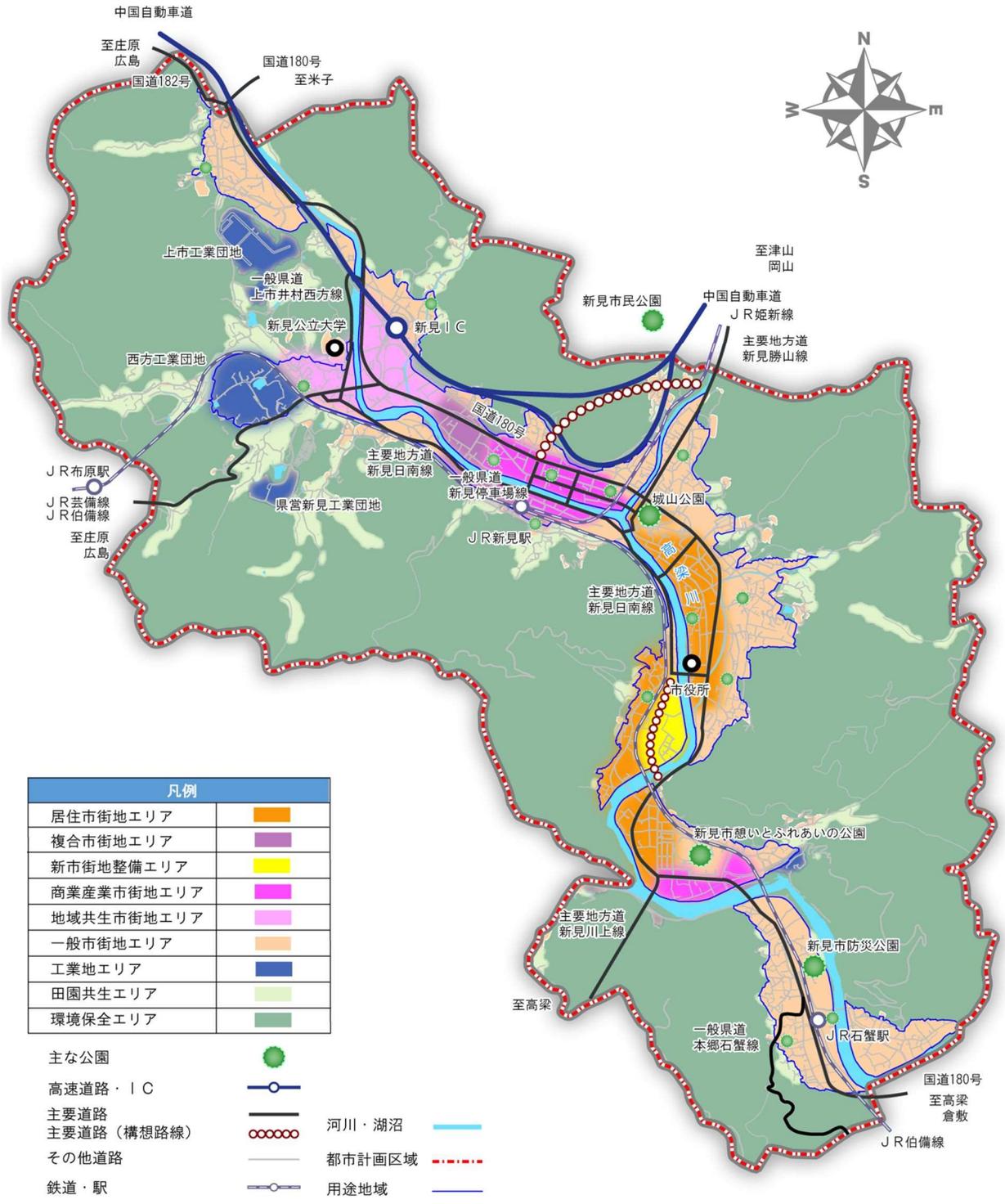
- 主に自然林、里山など自然的土地利用によって構成されるエリア

### 【土地利用方針】

- 関係法令の適切な運用により、美しい自然環境の管理・保全を図ります。



# 土地利用方針図



凡例	
居住市街地エリア	■
複合市街地エリア	■
新市街地整備エリア	■
商業産業市街地エリア	■
地域共生市街地エリア	■
一般市街地エリア	■
工業地エリア	■
田園共生エリア	■
環境保全エリア	■

- 主な公園
- 高速道路・IC
- 主要道路
- 主要道路（構想路線）
- その他道路
- 鉄道・駅
- 河川・湖沼
- 都市計画区域
- 用途地域

## 4-2 交通施設の方針

### (1) 基本方針

#### 多極ネットワーク型のまちづくりを実現する 安全で快適な暮らしを支える道路・交通整備

### (2) 基本的な考え方

本区域の交通体系は、中国自動車道が区域の北部を東西に伸びるほか、JR3路線（伯備線、姫新線、芸備線）が区域の中央部付近で連結するなど交通利便性が高く、岡山県北西部の陸上交通の結節点に位置しています。

道路整備は、日常生活の安全性や快適性、利便性を高めるための地域内道路の整備があまり進んでおらず、国道180号の代替補完路の検討も含め、早期に交通ネットワークの充実を図る必要があります。

公共交通は、JR路線等の基盤整備は充実している一方で、利用者数の減少が著しいことから運行本数が少なく、利便性が低い状況です。交通弱者にとって公共交通は長距離移動の唯一の移動手段であり、中心市街地における都市機能の誘導を考慮した検討も含めて、利便性の向上を図っていく必要があります。

区域内のにぎわいと活動の再生につながる交通の滞留と滞在を生むネットワークの構築を進めるとともに、近年の社会情勢を踏まえ、景観面やバリアフリーの視点を考慮した交通政策を進めます。



国道180号



主要地方道新見日南線

### (3) 施策の方針

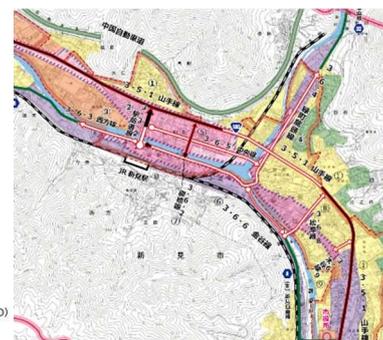
#### 多極ネットワーク型のまちづくりを支える骨格づくり

##### 都市計画道路の再構築

- 都市計画道路のうち、長期未着手となっている都市計画道路の必要性を検証します。
- 目指すべき都市像の実現に向けて、新たに必要路線の検討を行います。

区分	用途地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域

都市計画道路
● 都市計画道路
● 整備済都市計画道路
● 未着手都市計画道路
● 都市計画以外の主要道路
● 都市計画区域
● 人口集中地区 (DID) 平成27年



都市計画道路の現況

##### ラダー(梯子)型防災幹線ネットワーク

- 市街地では、幹線道路を主に防災幹線道路として位置づけ、防災、避難、復旧などの通行や、関係物資などの輸送力の強化を図るため、ラダー(梯子)型の防災幹線ネットワークを形成します。
- 災害時における住民の安全な避難を確保するため、市役所周辺を中心とした避難路ネットワークの整備を図っていきます。

##### 拠点間の連携強化

- 本市の幹線道路である国道180号を補完し、その交通負荷軽減を図るとともに、非常時における代替補完路の確保、並びに新たな拠点整備に係る骨格道路の形成を図るための新規路線の整備に向けた計画・検討に努めます。
- その他、市内の拠点や主要地方道新見日南線と連絡する主要な市道等のアクセス強化を目指します。

#### 公共交通の利用促進に向けた環境整備

##### 拠点と居住地を繋ぐ公共交通網の強化

- 歩いて暮らせる中心市街地の実現に向け、都市機能の集積する拠点と居住地を結ぶ公共交通の利用を促進するため、鉄道、路線バスのネットワークの再編や定時性の向上を図ります。
- 過度に自家用車に頼る状態から公共交通や自転車などを「賢く」使う方向への自発的な転換を目指し、多様な交通施策を検討します。



市街地循環バス「ら・くるっと」

## 交流人口拡大を目指した JR や沿線自治体との連携

- JR 伯備線の全線複線化と新幹線構想の実現について、沿線自治体等と協力し、推進していきます。
- JR 姫新線・芸備線については、真庭市、津山市および岡山県と一体になって利便性の向上や施設整備などを図る運動を展開します。

## 人にやさしい交通環境の形成

### バリアフリー化の推進

- 主要な福祉施設、文化・教育施設、公共施設等の周辺の道路は、人に優しい歩行者優先の道路整備の推進を検討します。特に中心市街地に位置する主要な福祉施設、公共施設等へのアクセス道路は、バリアフリーに配慮した整備に努めます。
- 児童・生徒が通行する通学路は、安全・快適に通行できるように重点的に歩道の整備や歩車共存を目指します。



歩道のカラー舗装

## 持続可能な維持管理体制づくり

### 持続可能な公共交通サービスの確保・提供

- 高齢者をはじめ自家用車を使えない人の移動手段の確保、地球環境への負荷の低減などの観点から、事業者との連携のもと、持続可能な公共交通サービスの確保・提供に努めるとともに、鉄道・バスの利用促進に向けた基盤整備を図っていきます。

## (4) 道路別の整備方針

### 都市計画道路

#### 【整備方針】

- 現決定路線の未整備部分の見直し検討および改良整備を推進するとともに、良好な市街地の形成や土地利用の促進を図る幹線道路およびアクセス道路の確保をめざし路線等の見直しを行います。
- 防災幹線道路に構想路線を含めたラダー(梯子)型幹線道路ネットワークの具体化に向けた検討を行います。



### 主要地方道

#### 【整備方針】

- 主要地方道は、隣接市町との接続や国道180号の代替補完路としての利便性、安全性の向上を図るとともに、通学利用者等が安全に利用できるよう、主要地方道新見勝山線と新見日南線の歩道整備と交通負荷の高い国道180号、昭和町、正田交差点間の負荷軽減を推進します。



### 一般国道・一般県道

#### 【整備方針】

- 国・県道は幹線道路として日常生活に欠かすことができない重要な役割を果たしており、改良整備を国・県等に要請します。都市計画道路山手線未整備区間と石蟹地区について改良整備(歩道拡幅等)を推進します。



### 主な市道

#### 【整備方針】

- 幹線道路間をスムーズに連絡し、生活道路として地域に密着するよう、歩行・滞留空間の確保に努めつつ、地域の振興・活性化に資する道路整備を進めます。



## 子ども・高齢者・障がい者に配慮した歩行空間

### 【整備方針】

- 道路整備に際しては、子ども、高齢者や障がい者等の交通弱者を含め、全ての道路利用者にとって、安全で安心な幅員をもつ歩行者空間(歩道等)の確保を図るとともに、通行の連続性確保に努めます。

## 駅前広場及び周辺エリア

### 【整備方針】

- 本市公共交通の中心拠点であるJR新見駅前については、市民や学生が集い、交流することにより、にぎわいの創出に効果的な施設整備と、ターミナル機能を高めるための整備を図ります。
- 本市南部地域における公共交通の中心拠点でもあるJR石蟹駅前については、新見市防災公園を活かした交通の結節点として、交通機関の乗り継ぎ空間の確保など計画的な駅前整備を図ります。

## 駐車場

### 【整備方針】

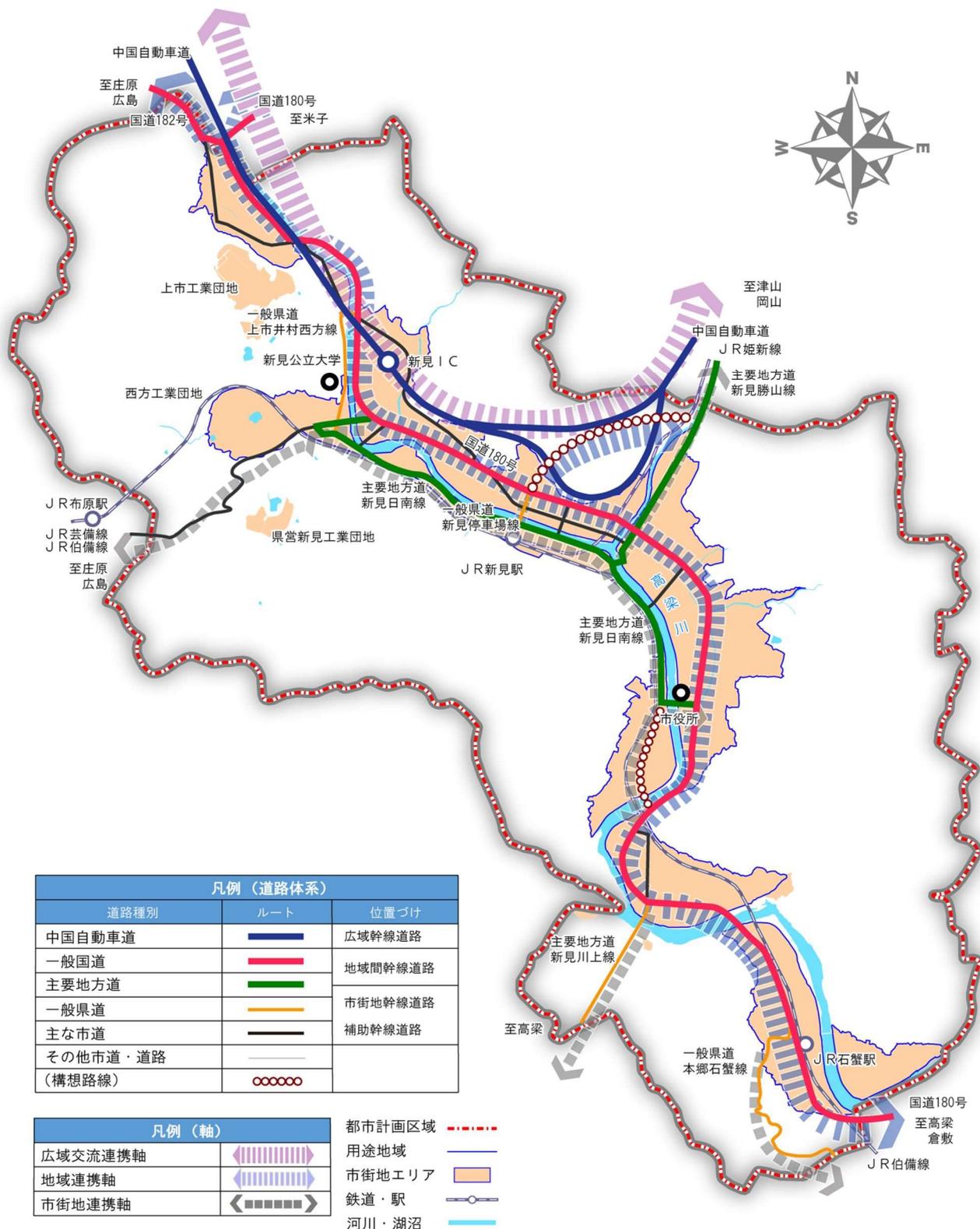
- 歴史的遺産の活用に伴う観光流入に対処するため、城山公園周辺や駅周辺の駐車場の計画を検討します。

## 公共交通機関

### 【整備方針】

- 交流人口の拡大を図るため、JR伯備線は、全線複線化の実現化と新幹線構想の実現化について沿線自治体と協力し、JRに要望していきます。
- JR姫新線・芸備線については、真庭市・津山市および岡山県と一体となって利便性の向上や施設整備の検討を図ります。
- 中国自動車道経由の高速バスについては、広島方面からの運行路線についても、相互乗り入れにより利用できるよう関係機関への要請を検討します。
- 路線バスについては、利便性の向上と観光客の対応を検討します。
- 公共交通空白地に対して公共交通を補完する新たな輸送手段確保策として、公共交通空白地有償運送を行う団体等に対して、初期投資及び運営経費の一部を補助します。
- 市街地を運行する市街地循環バスの更なる利便性向上を図ります。

# 交通施設（道路ネットワーク）方針図



凡例（道路体系）		
道路種別	ルート	位置づけ
中国自動車道		広域幹線道路
一般国道		地域間幹線道路
主要地方道		市街地幹線道路
一般県道		補助幹線道路
主な市道		
その他市道・道路 (構想路線)		

凡例（軸）		
広域交流連携軸		都市計画区域
地域連携軸		用途地域
市街地連携軸		市街地エリア
		鉄道・駅
		河川・湖沼

## 4-3 水と緑の整備・保全の方針

### (1) 基本方針

# 豊かな自然と調和したまちの創出と 環境に優しいまちづくり

### (2) 基本的な考え方

本市は、都市計画区域内を流れる高梁川、北部は中国山地、南部は吉備高原といった良好な水辺・緑地空間やふるさとの原風景を感じさせる良好な農地・里山などの豊かな自然環境を有しています。

市内の公園は、城山公園や新見市防災公園、新見市憩いとふれあいの公園など、都市における景観美を形成し、子どもたちの安全な遊び場、市民の憩いの場として重要な役割を担っているとともに、災害時において避難地や延焼防火帯として重要な施設です。

今後は、既存の公園の老朽化に対応する維持管理、オープンスペースを活用した新たな整備など、まちの緑化を図ります。

市内の河川は高梁川とその支川を中心に良好な水辺空間を形成しています。今後は、住民の憩いの空間となる親水空間や散策路等の整備の充実を検討します。

さらに、市街地の中心に位置し、JR 伯備線、姫新線、国道 180 号などの交通施設を始め、ほぼ全域から見る事ができる城山公園については景観面にも十分配慮し、都市景観のシルエットの眺望や親水空間との一体化に留意するなど、優れた河川景観とあわせて、本市の美しい自然環境のイメージリーダーとして整備に努めます。



高梁川



城山公園

### (3) 施策の方針

#### 高梁川やその支川を軸とした河川環境の整備

##### 総合的な治水対策と合わせた環境保全と親水性の向上

- 高梁川やその支川を中心とした河川については、自然環境の保全と共に、散策路等の親水空間の形成を検討します。
- 河川改修の促進を県に要請するとともに、その支川の護岸整備と浸水対策を進め、防災強化を図ります。
- 生態系に配慮した自然工法を活用し、多彩で親水性の高い魅力的な水辺空間の創出に努めます。
- 快適性や生態系を取り巻く環境が向上できるよう、親水空間や散策路等の充実を図るとともに、県に整備を要請します。



高梁川

#### 誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の整備

##### 身近な公園や緑地の維持管理・整備

- 既存の公園・緑地はより多くの人々に利用され愛着が持てるよう、利用者のニーズに対応した利用方法や維持管理方法を検討し、住民主体による公園づくりを進めます。
- 通常の公園整備が困難な地区においては、民有地を含めた環境資源を活かしたオープンスペースの確保を図ります。道路沿いの未利用地や歩道の一部を活かしたポケットパークや広場の設置等により、街なかを歩く人々が憩える空間の創出を検討します。



新見市憩いとふれあいの公園

#### 良好な自然環境の管理・保全・活用

##### 環境への負荷の軽減

- 都市整備にあたっては、自然・社会の環境特性を考慮し、自然環境への負荷を軽減する手法や施設の導入を図り、豊かな自然や文化を将来の世代に継承していきます。
- 既存施設の活用を図るとともに、廃棄物の発生抑制、再使用そして再資源化からなる「3R」の取組を進め、限られた資源の消費を抑制し循環型社会の形成を目指します。

#### 地域が主体となったまちづくりの実践

##### 自然環境との共生ができる仕組づくり

- 地域における河川清掃等の環境保全の取組、市民活動団体等による環境保全の取組など、さらに自然環境との共生ができる仕組づくりを地域住民とともに努めます。

## 4-4 景観形成の方針

### (1) 基本方針

#### 地域の魅力ある資源を活かした 市民とともに歩む美しいふるさとづくり

### (2) 基本的な考え方

本市は、溪谷、里山、田園、高梁川や熊谷川といった河川などの美しい自然景観をはじめ、歴史的建造物がある御殿町など魅力ある景観資源を数多く有しています。

これらの多様な景観資源は、ふるさとへの誇りや愛着を感じられる本市の原風景であり、市民共有の財産として、次世代へと引き継いでいくことが求められます。

将来にわたり、景観を維持しつつ、新見ならではの景観としていくためには、多様な主体と協働した森林・農地等の適正な保全管理が重要です。

良好な景観には建築物や屋外広告物等との調和がポイントとなることから、市民に対して、景観に関する知識の普及と、景観まちづくりに向けた理解を深める必要があります。



城山公園



JR 伯備線 布原駅

### (3) 施策の方針

#### 地域資源を活用した緑と水の景観形成

##### 美しい緑景観・河川景観の形成

- 市街地を囲む山々や緑地、公園などを拠点として、質の高い景観の形成を目指します。
- 高梁川などの河川は、防災面、環境面で必要となる対策も考慮しながら、美しい河川景観の保全・整備、身近な水辺空間として連続性のある河川景観の形成を目指します。



河川景観

#### 新見のイメージを印象づける景観の創出

##### 新見市らしい個性ある景観資源の発掘

- 市街地を取り囲む豊かな自然や景観資源が本市にとってどのような役割を担ってきたかを再確認し、将来にわたり保全すべき景観資源とその保全に対する考え方を市民と行政で共有するよう努めます。

#### 適切な景観誘導

##### 市街地を取り巻く豊かな自然景観の保全

- 市街地周辺に広がる農地については、無秩序な市街化の抑制とともに健全な営農環境の維持を図ることにより、のどかな田園景観の保全を図ります。
- 市街地内の公共空間、公共施設の敷地および私有地の緑化を推進し、緑あふれる市街地環境の形成を図ります。
- 住宅地は、地域ごとの特性に応じて、敷地の最小規模や、住宅の形態・色彩、生垣の設置等について、一定のルールを設け、地域自ら良好な景観形成が図られる適切な支援を検討します。

市民の理解と協力による景観形成

- 景観形成の必要性や方法、市民の日常生活における環境美化に関する普及・啓発活動を推進するとともに、市民の自主的な活動に対する支援措置を検討します。

景観の保全・創出を実現化するための規制・誘導の導入

- 景観資源の保全や、「住み良さ」を感じられる良好なまちなみの形成を図るため、景観行政団体への移行も視野に入れ、地域の特性や市民の意向の把握、参加を踏まえながら適切な規制・誘導方策を検討します。

景観法に関連する 主な対象地域		主な概要
区域	景観計画区域	景観計画で定め、景観法が適用される最も基本となる区域。 なお、都市計画法には都市計画区域がある。
	景観農業振興地域 整備計画区域	景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき区域。 市町村の講ずる総合的な農業振興のための施策の一環として景観農業振興地域整備計画を策定することができる。
地区	景観地区	都市計画法にて定められる地区で、良好な景観の形成を図るため、建築物・工作物について市町村が条例に定めた形態意匠、高さ、壁面後退など、かなりの制限を受ける。
	準景観地区	都市計画区域および準都市計画区域外の景観計画区域で、良好な景観を保全するために準景観地区が指定される。 この地区内では、景観地区と同様にかかなりの制限を受ける。

景観法に関連する主な対象地域

## 4-5 都市防災の方針

### (1) 基本方針

## 防災・減災を重視した安全・安心に暮らせるまちづくり

### (2) 基本的な考え方

河川周辺や新見地区の密集住宅地、上市地区の工業団地など、各々の地勢・用途や地域特性に応じた防災対策が求められていますが、東日本大震災の発生以降、巨大地震の発生が懸念されているとともに、平成30年7月豪雨や台風第24号豪雨、また令和元年9月には集中豪雨災害に見舞われるなど近年、局地的な豪雨による水害や土砂災害が頻発しており、より一層“災害に強い都市づくり”が強く求められています。

本市では震災や風水害等に対応した防災・減災対策に取り組み、誰もが安心・安全に暮らすことができるまちを目指します。

また、今後も国や県との施策連携を進めながら、防災対策や関連施設の充実、ハザードマップの共有など、ソフト・ハード両面から防災・減災に対する強化を図ります。



集中豪雨による土砂災害



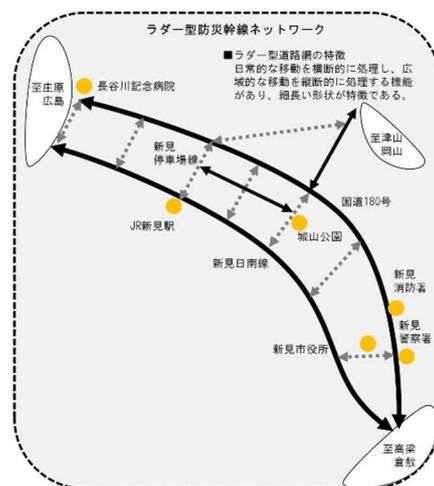
市道に堆積した土砂

### (3) 施策の方針

#### 災害に備えたまちづくり

#### ラダー(梯子)型防災幹線ネットワーク

- 市街地では、主要幹線道路、幹線道路と、構想路線を防災幹線道路として位置づけて、ラダー(梯子)型の防災幹線ネットワークを形成するとともに強化に努めます。
- 災害時における住民の安全な避難を確保するため、市役所周辺を中心とした防災幹線ネットワークの整備を検討します。



#### 防災拠点

- 市役所、警察署、消防署等が連携し、市役所周辺を中心とした防災拠点の強化を図ります。
- 新見市防災公園を有効活用するとともに、避難施設の耐震化、不燃化、備蓄倉庫等の整備など防災機能の向上を図ります。
- 新見消防署の保有する車両や、地域の消防団組織のポンプ車等について、計画的に更新します。
- 緊急輸送道路の整備やヘリポートの運用基盤の整備を進めます。



新見市防災公園

#### 防災体制の強化

- 新見市地域防災計画に基づき、国や県との施策連携を進めながら、消防・防災・救急体制の強化を図ります。

## 災害への平常時からの備え

- 各種災害による被害を防止するため、平常時から消防施設等の強化に努め、災害時における情報伝達手段等の体制を確立し、災害に対する備えの充実を図ります。
- 市民一人ひとりが災害に備える意識を高めるため、防災に関する情報提供等の充実を図ります。
- 区画整理事業等を活用した計画的な土地整備により道路等の整備や良好な街区の形成を図り、狭あい道路や木造住宅が密集する地区は、消防活動困難区域の解消をはじめ、住環境の整備を図り、防災性の高い安全な市街地の整備を進めていきます。
- 時代や地域のニーズに即し、災害・消火・救急等に対応したヘリポートの建設を検討します。



新見消防署

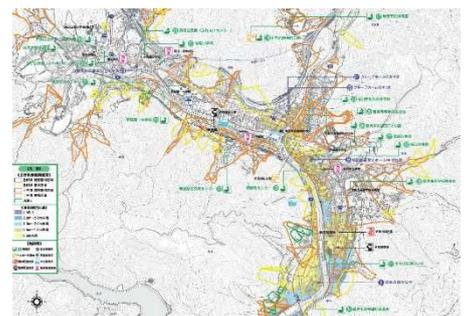
## 水と緑の防災空間の確保

- 高梁川やその支流となる河川空間は延焼防火帯としての役割を果たすため、防災対策と併せた親水空間を維持します。
- 公園整備の際は、延焼抑制のための植栽をするなど防災的な配慮を施して整備を図ります。

## 多様な主体との協働による安心なまちづくり

### ハザード情報の共有

- 洪水・土砂災害等、多様な自然災害に備え、シミュレーションに基づくハザードマップを作成し、市民や事業者等に地域の災害リスクをわかりやすく提供するとともに、関係機関と情報共有を図りながら、必要に応じて適宜更新・見直しを行うことで、新しい情報を共有できる体制を構築します。
- ハザード情報を地域・企業内で共有し、避難計画の検討や避難訓練など、災害発生時における取組を促進します。



新見市防災マップ

### 自助・共助・公助の推進

- 近年の豪雨災害等の教訓を踏まえ、「自助(自分の身は自分で守る)」、「共助(共に助け合う)」、「公助(行政が支援する)」の考え方にに基づき、市民・事業者・行政等が継続的な防災活動に取り組みます。
- 本市の地勢に応じた防災対策を図るために、自主防災組織等の防災活動を推進します。

#### (4) 防災幹線道路・主要防災拠点別の整備方針

##### 緊急輸送道路(1次、2次)

###### 【整備方針】

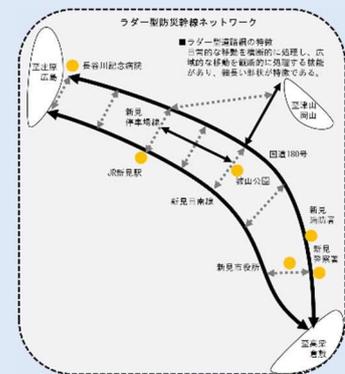
- 災害発生時にも、迅速・適切な初動対応を可能とするため、緊急輸送道路のネットワーク強化を図ります。
- 災害発生時、救助・救急・医療・消防活動及び避難者への救援物資の供給等を円滑に行うために、地震の影響を受けやすい橋梁を中心とした耐震化を図ります。



##### 主要防災幹線道路

###### 【整備方針】

- 金谷橋西側から南進し国道180号正田地区につながる路線の計画・検討により、災害時の国道180号の代替補完路として安全性を高めるとともに、既存道路の広幅員化によりラダー型防災拠点ネットワークの強化を目指します。



##### 防災拠点(1次、2次、3次)

###### 【整備方針】

- 市役所周辺において、新見市役所、新見警察署、新見消防署が連携を図り、防災拠点としての核を担うとともに、災害時、医療拠点や避難施設等との情報伝達を的確に可能とする体制を構築します。



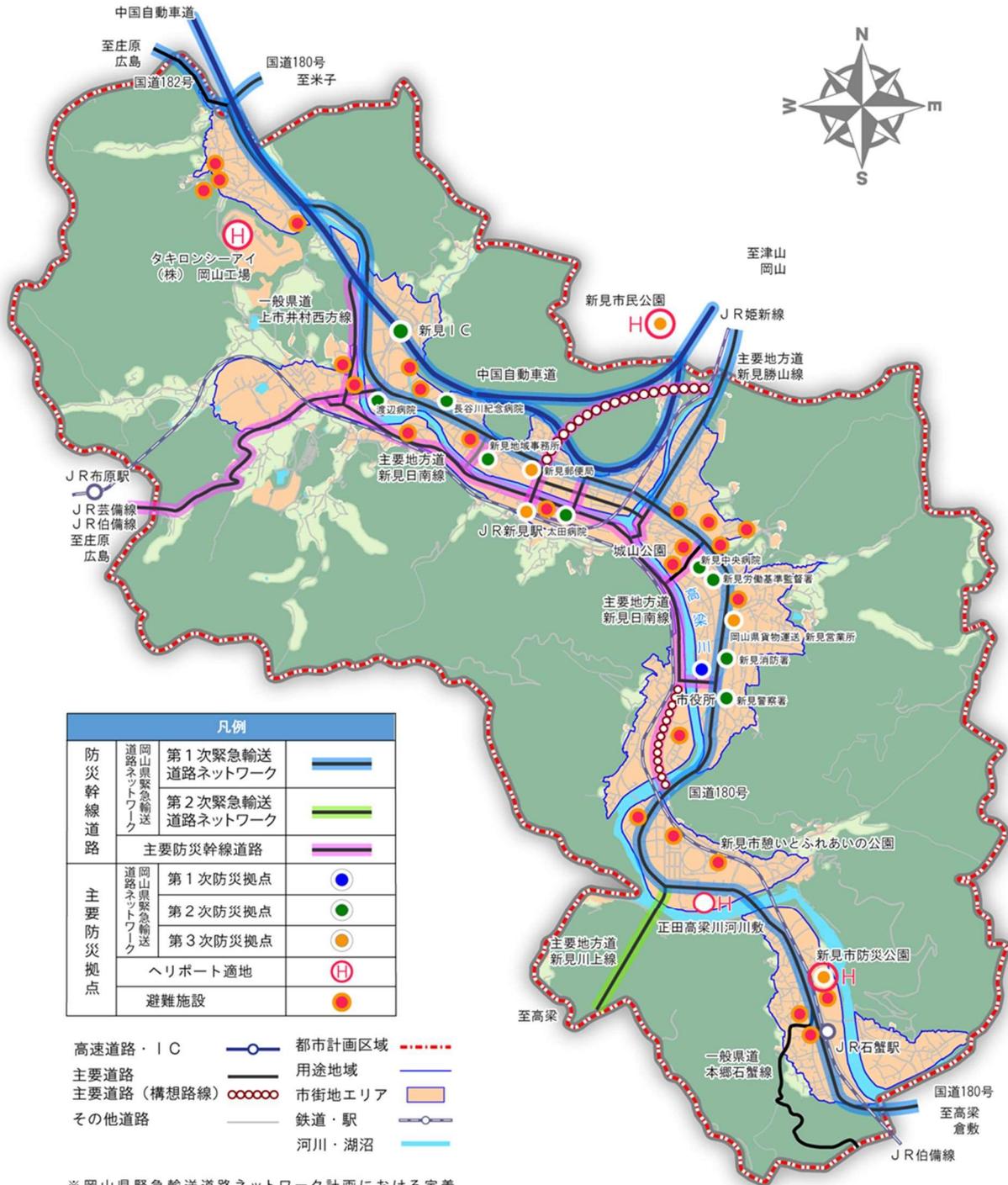
##### ヘリポート適地・避難施設

###### 【整備方針】

- 大規模な公園を中心に、ヘリポートの基盤整備を進めるとともに、二次出動に対しても、迅速に対応できるよう、医療拠点及びその周辺への整備を今後検討します。
- JR新見駅周辺への都市機能の誘導に伴い、今後、駅周辺において避難施設の整備を目指します。



# 都市防災方針図



凡例			
防災幹線道路	岡山県緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路ネットワーク	
		第2次緊急輸送道路ネットワーク	
		主要防災幹線道路	
主要防災拠点	岡山県緊急輸送道路ネットワーク	第1次防災拠点	
		第2次防災拠点	
		第3次防災拠点	
		ヘリポート適地	
		避難施設	

- 高速道路・IC 都市計画区域
- 主要道路 用途地域
- 主要道路（構想路線） 市街地エリア
- 其他道路 鉄道・駅
- 河川・湖沼

※岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画における定義

第1次緊急輸送道路ネットワーク:主に県外との広域的な連絡を確保し、県内道路網の骨格を形成する道路  
 第2次緊急輸送道路ネットワーク:第1次緊急輸送道路ネットワークを補完する道路

第1次防災拠点:各防災分野の中心的な役割を担う施設  
 第2次防災拠点:各地域において各防災分野の第1次防災拠点を補完する施設  
 第3次防災拠点:医療機関や広域避難所など、第1次・第2次防災拠点を補完する施設